

平成28年 第5回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成28年5月25日（水）14時00分

2. 場 所：挾間庁舎3階 会議室

3. 出席委員 11名

会 長	2番	縣 次 男
副 会 長	11番	大 塚 弘 士
委 員	1番	大 津 雄 司
	3番	姫 野 康 二
	4番	坂 本 成 一
	5番	高 田 英
	6番	麻 生 俊之輔
	7番	二ノ宮 政 広
	8番	安 部 義 浩
	9番	江 藤 国 子

4. 欠席委員 10番 小野 恵美子委員

5. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農用地利用集積計画（賃借権設定）の審議
 - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議
 - ③ 農地法第4条の規定による転用の許可申請の審議
 - ④ 非農地証明の審議
 - ⑤ 農業委員会の適切な事務実施における平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の審議
 - ⑥ 農業振興地域整備計画の変更の審議
- (4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、主幹 大嶋陽一、主事 田代正太郎

7. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成28年第5回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。^{おはかり}お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 4 番の 坂本成一委員さんをお願いしたいと思います。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条より挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員

異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

○日程 第1 「農用地利用集積計画（賃借権設定）の審議」

(議案1号～6号 6件)

議 長

日程 第1 農用地利用集積計画の決定について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第1 農用地利用集積計画の決定について 議案朗読説明。

議案1号～6号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案 第1号について、説明を事務局よりお願いします。

事 務 局

議案番号1番ですが、借受人の山路一寛さんは、2年ほど前に由布市へ移住して来られました。息子さんと一緒に農業を始めた方です。息子さんは農業大学校までいって新しく農業を始めるかたちです。西長宝の久保地域ですが、イチヂクの作れなくなった農地や荒れた農地を復旧したりして規模を拡大している。今回、小野哲也さんが農地を耕作できないという申出により、山路さんが借り受けて、野菜・水稻を作付すると聞いています。

議 長
質疑を受けます。

(8番 安部義浩委員より挙手)

8番 安部義浩委員

質問ではないのですが、ちょっとききたいのです。水張り面積で反当30kgということなのですが、このような時は畦畔等の草刈りは、借受人が行うということになるのですか。

事務局

極端な場合は、法面の管理は、所有者という場合もありますが、今回の案件については、法面管理まで山路さんがするとなっています。ただ、小作料は水張り面積で行うということです。

議 長

他にどなたか質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

貸付人の方は、もう大分市在住で農地の管理が難しいということで、今回 三重野孝久さんとの間で貸し借りの契約となったということです。三重野孝久さんは、農地を多く持っていて、農業を営んでいたのですが、最近、いろんな関係で農地を離さざるを得ない状況がおこっており、農地が減少したので、規模拡大のため今回の権利の設定となったということです。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

貸付人の河野安哉さんは、もう高齢で耕作が困難となっており、借受人の川野徳人は、繁殖牛の経営を行っていて、33頭の親牛を飼養している大型の畜産農家です。飼料を作付する農地の確保を行うため、今回、河野安哉さんの農地を借り受けて、飼料用の稲を栽培するとの案件です。

(11番 大塚弘士委員より挙手)

11番 大塚弘士委員

ちょっと聞きたいのですが、議案3号もそうですが、いままでは担当地区の農業委

員が確認をしていたと思うのですが、農業委員会の審議までに新規の案件については、どんな状況で審議まであがってきたのか説明をお願いします。

事務局

貸し借りについては、今年3月までは農業委員さんの署名でしたが、4月以降は、農地利用最適化推進委員（推進委員）さんが署名するという形で、農家の方が相談に行くという状況としています。今回、事務局が説明させていただいたのは、先般の推進委員の委嘱以前に提出されていた案件です。中には署名をされている推進委員の方もおられますが、この場に来て説明をお願いしますとする説明を行う以前の案件でありますので、今回までは事務局の説明であり、今後は推進委員さんに出席していただいて説明をしていただく形をとりたいと考えています。

議長

他にどなたか質問はありませんか。

（ありません。）

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

貸付人については、2人での所有ですが、1人は大阪の方に出ているということです。江藤俱子さんについてもちよつと農作業が困難になっていると聞いております。借受人の佐藤文夫さんは、息子さんが後継者であり、すでに息子さんが専業で農業を行っている状況です。繁殖牛4頭を飼養している畜産農家でもあります。高岡の農地は、区画が広く、条件の良い田を借りて、息子さんとともに農業を続け、規模拡大を行っていく貸し借りとなっています。

議長

質疑はありませんか。

（ありません。）

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

今回の申請の土地は、農業委員会としては契約を承知していなかったものですか、三浦さん以外の方が耕作していた土地であります。しかし、その方が耕作できなくなり、借り手を探していたら、柿原の井さんがこの農地も先ほどの土地と同様に甲斐田というところで区画の広く、耕作に条件のよい土地でありまして、借りて水稻を作付するという案件であります。

議長

質疑はありませんか。

（ありません。）

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

借受人の渡邊さんは、2年前に新規で就農された44歳の若い方です。徐々に規模拡大を進めて、経営の安定を図っていくということで、今回、衛藤さんの農地を借りて水稻を栽培するという案件です。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

○日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議」

(議案7号～9号 3件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議について、議案朗読説明。

議案7号～9号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

議長

議案第7号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

渡人の工藤さんは高齢で、受人の荻順次さんは畜産と水稻の大規模農家で、後継者もいますので問題なく、両人とも親戚関係にもありますので問題ないと思います。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案第8号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

渡人の工藤治雄先生は、もと教師でして、所有する畑が受人の斉藤さんの土地に隣接しており、ぜひ耕作をお願いしたいということで今回の譲渡になったようです。受人

の斉藤さんも水稻を広く耕作しているので何ら問題はないと思います。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案第9号につきまして、説明の方を議席番号9番の江藤国子委員さんより説明をお願いします。

9番 江藤国子委員

受人の中川光吉さんは、佐賀県より耕作に来ております。佐賀市内に約320a、由布市内に245aの農地を所有しており、農作業を行う作業員を2名雇用しての耕作を行っています。現在所有の由布市内の農地は適切に管理されており、今回の申請農地についても適切に管理されるものと思われま

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請の審議」 (議案第10号 1件)

議 長
続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請の審議について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程 第3 農地法第4条の規定による許可申請の審議について、議案朗読説明。

議案10号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長
議案第10号につきましては、私の方から説明を致します。別冊の2ページをご覧ください。現地を確認しました、申請地は地目は田ですが何年も耕作しておらない状況であり、駐車場であればなんら問題はないと思いました。

議 長
質疑を受けます。
(ありません。)
それでは、意見を付して進達しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件は許可相当と認めます。

■日程 第4 「非農地証明の審議」

(議案第11号～13号 3件)

議長

続きまして、日程第4 非農地証明の発行について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第4 非農地証明の審議について、議案朗読説明。

議案11号から13号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議長

議案第11号につきましては、私の方から説明を致します。別冊の4ページをご覧ください。平成9年より耕作もなく、竹林化しております。非農地でやむを得ないと判断しました。

議長

質疑を受けます

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議長

続きまして、議案第12号につきまして、私の方から説明を致します。別冊の8ページをご覧ください。減反政策が開始されてから全然耕作をしておらず、かなり山林化しており、非農地としてやむを得ないと判断しました。

議長

質疑を受けます

(5番 高田英委員より挙手)

5番 高田英委員

周辺の農地について、写真をみる限り存在しないと思われませんが、どうでしょうか。

2番 縣次男委員

まわりもほとんど非農地かしている状態です。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

続きまして、議案第13号につきまして、私の方から説明を致します。別冊の10ページをご覧ください。この申請地につきましても減反政策が開始されてから全然耕作をしておらず、雑木等が茂り非農地化しております。

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

■日程 第5 「農業委員会の適正な事務実施における平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の審議」

議 長

続きまして、日程第5 農業委員会の適正な事務実施における平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の審議について、事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農業委員会の適正な事務実施における平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について提案朗読。

事務局（目標と計画の説明）

第1の1の農家・農地等の概要につきましては、平成28年4月1日現在の数字を入れておりますが、経営耕地面積については、まだ不正確でありますのでご了承ください。

次に第1の2の農業委員会の現在の体制につきましては、由布市では新制度となりましたので、農業委員11名とその内訳、農地最適化推進委員22名となり、任期は平成31年3月31日であります。

次に第2の担い手への農地の利用集積・集約化ですが、現状及び課題のところは、管内の農地面積が4474ha、これまでの集積面積は、291haで積算根拠は認定農業者等の自己所有面積と賃貸借面積の合計です。特定作業受託の面積は含まれていません。2の平成28年度の目標及び活動計画については、集積面積30ヘクタールのうち新規集積が5ヘクタールとしています。集積については、中間管理事業との連携が重要とされています。

次に第3の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進であります。主に農政課の方で取組がなされており、平成25年度から平成27年度の実績が9人、7人、8人となっています。平成28年度の目標は5名としており、農政課と連携して取り組んでいきます。

次に4の遊休農地に関する措置についてですが、昨年どの調査面積4.1haであり、今年度も昨年度の解決面積を参考として、3.5haとしています。7月から8月にかけての農地利用状況調査において、遊休農地の確認及び解消に取り組んでいきたいと考えています。

最後に違反転用への適切な対応ですが、現状の面積を0としていますが、昨年農業委員さんに調査していただいたものについて現在、確認作業を行っておりますので面積が確定しましたら記入する方向としています。ご了承ください。

違反転用については、早期発見、早期指導が重要となりますのでよろしく申し上げます。

なお、今年度から説明会でも話がありましたが、農地利用の最適化について指針を作成するとなっており、その際には農地利用最適化推進委員さんの意見を聴いて指針の作成は行うようになります。以上です。

議 長
質疑を受けます。
(ありません)

それでは農業委員会の適正な事務実施における平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご確認される委員さんの挙手を求めます。
挙手多数ですので、目標及びむ計画は確認されました。

それでは本日皆様に確認いただきました平成28年度の目標及び活動計画について、市のホームページにて公開し、九州農政局へ報告いたします。

これより5分間の休憩に入ります。

(5分間の休憩)

○日程6「農業振興地域整備計画の変更についての協議」
(箇所番号 1号～17号 17件)

議 長
議事を再開いたします。日程6、農業振興地域整備計画の変更について、17件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局
日程6、農業振興地域整備計画の変更について議案朗読説明。
詳しい説明については、農政課の方からいたします。

農政課担当
農政課の担当より説明。

議 長
箇所番号1の除外について、質疑を受けます。

(5番 高田英委員より挙手)

5番 高田英委員
備考欄に書かれてある農地区分の第1種農地というのは、農地法上の区分のことでよいのですか。

農政課担当者
はいそうです。

5番 高田英委員
これは第一種農地とした理由、判定された理由はどのようなことですか。

農政課担当者

第一種農地について、10ヘクタール以上の広がりのある農地に当てはまるということ
であります。

5番 高田英委員

航空写真をみるかぎりでは、集合住宅が第一種農地でできるのでしょうか。そういうこ
とは考えられないのですがどうですか。

農政課担当者

第一種農地については、①10ヘクタールの広がりがある農地の場合と②過去に公共投
資（土地基盤整備）がされている農地がありまして、箇所番号1と2においては、過去に
公共投資（土地基盤整備）がなされていない田であり、その場合は、農地転用の要件の中
に集落接続というものがあり、この点で転用の見込みがあるということで箇所番号1と2
については今回の除外の申請となりました。

5番 高田英委員

航空写真では見えませんが、集落接続の3戸以上の要件があると考えてよいのですね。

農政課担当者

はい、そうです。この航空写真は少し古くて申し訳ありませんが、周辺に宅地及び道路
ができております。

議 長

他に質疑はありませんか。

（1番 大津雄司委員より挙手）

1番 大津雄司委員

道路ができたことによって、第1種農地でも転用がなされるのか教えてください。

農政課担当者

そうです。公共投資がされていない農地については、集落接続という考え方で道路に沿
っての転用が可能ですが、申請地の南側一体は公共投資で圃場整備がなされている
ので農業振興地域からの除外はできないことになっています。

議 長

他にご意見はありませんか。

（ありません。）

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、箇所番号2の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

（ありません。）

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、箇所番号3の除外について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

(5番 高田英委員より挙手)

5番 高田英委員

面積1092㎡のうち460㎡とありますが、農地転用申請の時は、分筆となるということですか。

農政課担当者

ご指摘のとおり、分筆となります。

議長

他にご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、箇所番号4の除外について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、箇所番号5の除外について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

(5番 高田英委員より挙手)

5番 高田英委員

申請理由の中に、農家住宅及び事務所とありますが、事務所とは何の事務所でしょうか。

農政課担当者

会社経営のなされている方で、その事務所でございます。

5番 高田英委員

農家住宅の場合は、面積の上限がたしか1000㎡であったと思いますが、あとの残りの面積が3000㎡ちかくあるのですか、どういうことですか。

農政課担当者

14ページを見てください。490-1番地のところに事務所を建てると聞いています。

県道30号線については、拡幅の計画があり、この図面では示してはいませんが申請地の面積は、拡幅によって減少することになります。

議 長

他にご意見はありませんか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、**箇所番号6**の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、**箇所番号7**の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、**箇所番号8**の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(5番 高田英委員より挙手)

5番 高田英委員

申請理由に一般住宅とあるが、面積が広いのではないですか、農家用住宅であれば問題ないと思えますが。

事務局

ここも箇所番号5号と同じようなケースで、道路の拡幅の計画があります。

5番 高田英委員

面積が減ってくるということですか。

事務局

はい、そうなります。

農政課担当者

また、細長い農地の部分についても、別冊の23ページにありますが、農地として機能していない状態にあります。

議 長

他にご意見はありませんか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、**箇所番号9**の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(7番 二ノ宮政広委員より挙手)

7番 二ノ宮委員

今回の除外の申請地の他に、農地を所持しているようですが、他の農地はどのようにしているのですか。

農政課担当者

他の農地については、把握していません。

7番 二ノ宮政広委員

箇所番号10号とも同じような申請ですか、他の農地もあるので、除外せずに農地として保持はできないのですか。

農政課担当者

私も現地の写真を撮りに行ってきましたが、現地へ行く途中がすでに獣道状態であり、湯布院の奥江の方なんです箇所番号9号、10号、11号につきましては、先ほども申しましたが行くまでが困難な状態であります。実際は山の一部のような現状です。

議 長

他にご意見はありませんか

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、**箇所番号10**の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、**箇所番号11**の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)
採決いたします。
意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、**箇所番号12**の除外について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

(ありません。)
採決いたします。
意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、**箇所番号13**の除外について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

(ありません。)
採決いたします。
意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、**箇所番号14**の編入について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

(4番 坂本成一委員より挙手)

4番 坂本成一委員

現地に行ってきましたが、この土地は、昔から水田として耕作されていこの農地です。

議 長

採決いたします。
意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、**箇所番号15**の編入について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

(ありません。)
採決いたします。
意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、**箇所番号16**の用途変更について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

(ありません。)
採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

続きまして、**箇所番号 17**の用途変更について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。